

令和2年度第1回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和2年4月14日

担当部・課：健康部保険年金課〔内線2332〕

① 件名		
国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しについて		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】</p> <p>国民健康保険の被保険者間における保険税負担の公平性の確保及び、消費者物価の上昇等の経済動向を踏まえ、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得が見直された。</p> <p>【目的】</p> <p>関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号） 地方税法施行令（昭和25年政令第245号） 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
令和2年3月31日 地方税法施行令等の一部を改正する政令公布（令和2年4月1日施行） 石巻市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分 （令和2年4月1日施行）		
⑤ 主な内容		
令和2年度課税分から課税限度額及び低所得者に係る保険税軽減所得の見直しを行う。		
1 課税限度額の見直し		
	改正	現行
基礎課税額分（医療分）	<u>63万円</u>	<u>61万円</u>
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円
介護納付金分	<u>17万円</u>	<u>16万円</u>
合計	<u>99万円</u>	<u>96万円</u>
2 低所得者に係る保険税軽減判定所得の見直し		
軽減割合	改正	現行
7割軽減	基礎控除額（33万円）以下	基礎控除額（33万円）以下
5割軽減	33万円＋ <u>28.5万円</u> ×被保険者数	33万円＋ <u>28万円</u> ×被保険者数
2割軽減	33万円＋ <u>52万円</u> ×被保険者数	33万円＋ <u>51万円</u> ×被保険者数
※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合		
※2 被保険者数には、特定同一世帯所属者数（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。		

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

法令に基づいた適正な課税が図られる。

【市財政への負担（見込）】

1 課税限度額の見直しによる影響額等

- ・限度額超過世帯数：287世帯 ⇒ 275世帯
- ・所得割課税見込額：1,655,243千円 ⇒ 1,662,311千円
(7,068千円増額)

2 軽減判定所得の見直しによる影響額等

63世帯：2,350千円減額

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	計
現行	6,745世帯 355,255千円	3,190世帯 137,197千円	2,305世帯 40,826千円	12,240世帯 533,278千円
改正	6,745世帯 355,255千円	3,235世帯 139,237千円	2,323世帯 41,136千円	12,303世帯 535,628千円
差引	— —	45世帯 2,040千円	18世帯 310千円	63世帯 2,350千円

※金額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計金額である。

※軽減した保険税相当額は、県が3/4、市が1/4を負担する。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

石巻市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

⑨ その他

【参考】低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得金額

軽減割合	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯
7割軽減	改正なし	33万円以下	33万円以下	33万円以下
5割軽減	現行	<u>61万円以下</u>	<u>89万円以下</u>	<u>117万円以下</u>
	改正	<u>61.5万円以下</u>	<u>90万円以下</u>	<u>118.5万円以下</u>
2割軽減	現行	<u>84万円以下</u>	<u>135万円以下</u>	<u>186万円以下</u>
	改正	<u>85万円以下</u>	<u>137万円以下</u>	<u>189万円以下</u>